

## 奥州市における新たな学校施設開放事業について（概要）

### 1. 学校開放事業改正の趣旨

学校施設について、学校教育法、社会教育法及びスポーツ基本法において、学校教育上支障のない範囲で、一般利用に開放できるとされており、本市においても一般利用に供しています。

現状において、学校施設の一般利用への開放については、スポーツ施設や芸術文化施設など他の公の施設と同様の目的や用途で利用されていますが、下表のとおり手続き方法や使用料等が異なっており、利用する施設によって、利用者負担に差異が生じるなど不公平が生じています。

施設の基本的な維持費用については、使用者（受益者）が負担することを前提に本市の公の施設の使用料及び減免基準を見直したことから、同様の利用となっている学校施設の開放についても、使用料及び減免基準を見直し、整理したものです。

#### 【学校開放と他の公の施設の現行の取扱いの差異】

	学校開放	他の公の施設
施設使用料	無	有
付加使用料（照明料等）	0円から900円/1時間	100円から3,300円/1時間
使用料減免基準	無	有
使用者の登録、対象の限定	有	無

※表中、他の公の施設の内容は、スポーツ施設の基準をもとに記載しています。

### 2. これまでの学校開放からの変更内容

#### (1) 施設使用料の新規設定

これまで学校開放においては施設使用料を設定（徴収）していませんでしたが、他の公の施設と同様に使用料を徴収することとし、新たに使用料を設定しました。

#### 【施設使用料】

区分		使用料
屋内運動場	児童及び生徒	300円
	一般	600円
屋外運動場	児童及び生徒	220円
	一般	260円
屋外テニスコート（1面当たり）	児童及び生徒	110円
	一般	220円

※使用料は1時間当たりの単価

※小中学生が使用する場合は、30分単位で使用できる。その場合の使用料は表の使用料単価の2分の1の額

※屋内運動場のうち2分の1に区分して使用することができる施設（別掲1）を2分の1に区分して使用する場合の使用料は、表の使用料単価の2分の1の額

(2) 付加使用料（照明料等）の単価改定

公の施設の使用料及び付加使用料について、現行料金の10%増額を前提に改定したことから、これまで設定していた学校開放における付加使用料の単価についても同様に10%増額設定しました。

【付加使用料】

区分	使用料
屋内運動場照明（800㎡以上） 水沢小学校屋内運動場、水沢南小学校屋内運動場、常盤小学校屋内運動場、真城小学校屋内運動場、姉体小学校屋内運動場、黒石小学校屋内運動場、岩谷堂小学校屋内運動場、藤里小学校屋内運動場、伊手小学校屋内運動場、人首小学校屋内運動場、玉里小学校屋内運動場、梁川小学校屋内運動場、稲瀬小学校屋内運動場、前沢小学校屋内運動場、胆沢第一小学校屋内運動場、南都田小学校屋内運動場、若柳小学校屋内運動場、衣川小学校屋内運動場、水沢中学校屋内運動場、東水沢中学校屋内運動場、水沢南中学校屋内運動場、江刺第一中学校屋内運動場、江刺南中学校屋内運動場、江刺東中学校屋内運動場、前沢中学校屋内運動場、胆沢中学校屋内運動場、衣川中学校屋内運動場	300円
屋内運動場照明（800㎡未満） 佐倉河小学校屋内運動場、羽田小学校屋内運動場、江刺愛宕小学校屋内運動場、田原小学校屋内運動場、大田代小学校屋内運動場、木細工小学校屋内運動場、広瀬小学校屋内運動場、胆沢愛宕小学校屋内運動場、衣里小学校屋内運動場、東水沢中学校柔剣道場、水沢南中学校柔剣道場、胆沢中学校柔剣道場	200円
冷房又は暖房	100円
羽田小学校屋外運動場照明	780円
水沢中学校屋外運動場照明	480円
水沢中学校テニスコート照明	140円
東水沢中学校屋外運動場照明	480円
東水沢中学校屋外サッカー運動場照明	140円
水沢南中学校屋外運動場照明	580円
水沢南中学校テニスコート照明	300円
江刺第一中学校屋外野球グラウンド照明	340円
江刺第一中学校屋外ソフトボール場照明	260円
江刺南中学校屋外運動場照明	380円
江刺東中学校屋外運動場照明	780円
前沢中学校屋外運動場照明	780円
南都田小学校屋外運動場照明	980円
胆沢中学校屋外運動場照明	660円
衣川中学校屋外運動場照明	980円

※使用料は1時間当たりの単価

※小中学生が使用する場合は、30分単位で使用できる。その場合の使用料は表の使用料単価の2分の1の額

※屋内運動場のうち2分の1に区分して使用することができる施設（別掲1）を2分の1に区分して使用する場合の使用料は、表の使用料単価の2分の1の額

(3) 減免基準の統一

使用料の減免については、公の施設の減免基準を準用し、学校施設の開放においては下表とのおりとししました。

使用料の減免を受ける場合は、施設使用許可申請書の提出のほか、所定の使用料減免申請書の提出が必要となります。

なお、小中学生の団体については、団体の区分や活動内容により、別掲2のとおり区分します。

【減免区分】

区分	減免の割合	
	施設使用料	付加使用料
1 奥州市が共催をする事業で使用	10分の10	10分の10
2 市から委嘱を受けたもので構成する団体が使用（当該団体の活動目的に沿った使用の場合に限る。）	10分の10	10分の10
3 市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用	10分の10	10分の10
4 指定管理者が自らの管理する施設を使用（施設の管理運営を目的とする場合に限る。）	10分の10	10分の10
5 市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動で使用	10分の10	10分の10
6 市内のスポーツ少年団（奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る。）が団体活動で使用	10分の10	10分の5
7 市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用	10分の10	0
8 市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用	10分の10	0
9 障がい者で構成する団体又は障がい者を支援する団体が団体活動で使用	10分の10	0
10 市内の公益法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人が公益を目的とした活動で使用	10分の10	0
11 国又は他の地方公共団体が使用	10分の5	0
12 市内の高等学校が教育活動で使用	10分の5	0
13 市内の公共組合、農業協同組合、森林組合又は商工団体が公益を目的とした活動で使用	10分の5	0
14 市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会等が団体活動で使用	10分の5	0
15 市長が特に公益性を認めるもの	10分の5から10分の10まで	0から10分の10まで

※表中、「4」は学校開放では対象なし、「15」は一般的に対象はないものの地域行事等で使用する場合に減免対象となる場合があります。

(4) 使用者の限定と事前登録

学校施設の開放を使用できる者は市関連者のみとしており、次の条件のいずれかに合致する場合に使用できることとしており、使用に際しては、事前に使用者の登録が必要となります。使用登録は、登録した当該年度のみ有効となっており、毎年度使用する場合は、毎年度の使用登録することとなります。

- ・ 市民、市内勤務者、市内学校在学者の個人
- ・ 構成員の過半数が市民、市内勤務者、市内学校在学者で組織する団体

(5) 開放対象施設

現在学校開放事業で使用している、屋内運動場、屋外運動場、屋外テニスコートを引き続き開放対象施設とします。

なお、対象施設以外の施設の使用を希望する際は、奥州市行政財産使用料条例に基づく使用として取り扱うこととなります。

申請方法や使用料については、教育委員会へお問い合わせください。

<別掲1> 屋内運動場のうち2分の1に区分して使用することができる施設

常盤小学校屋内運動場、真城小学校屋内運動場、姉体小学校屋内運動場、黒石小学校屋内運動場、岩谷堂小学校屋内運動場、玉里小学校屋内運動場、稲瀬小学校屋内運動場、前沢小学校屋内運動場、南都田小学校屋内運動場、若柳小学校屋内運動場、水沢中学校屋内運動場、東水沢中学校屋内運動場、水沢南中学校屋内運動場、江刺第一中学校屋内運動場、前沢中学校屋内運動場、胆沢中学校屋内運動場
---

<別掲2> 小中学生の団体区分の解釈（学校開放以外の公の施設も同様）

市内小中学校児童生徒が施設を使用する場合の減免については、②減免区分表の4から6のいずれかとなります。

なお、部活動や部活動を補完する活動、その他スポーツ少年団活動等については、次のとおりの取扱いとします。

なお、中学校の部活動及び学校が認める部活動を補完する活動については、学校長が認める活動である旨を確認する必要があるため、校長名での申請、かつ校長公印の押印が必要です。

学校教育活動及び中学校部活動（当該学校長名での申請、かつ申請書に校長公印を押印した場合に限る。）	減免区分「5」
部活動を補完する父母会活動等（当該学校長名での申請、かつ申請書に校長公印を押印した場合に限る。）	減免区分「5」
部活動を補完する父母会活動等（上記以外の申請の場合で奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体の場合）	減免区分「6」
部活動を補完する父母会活動等（上記以外の申請の場合）	減免区分「7」
スポーツ少年団、クラブチーム等の活動（奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体の場合）	減免区分「6」
スポーツ少年団、クラブチーム等の活動（上記以外の場合）	減免区分「7」
市内の子ども会、その他の児童生徒で構成する団体の活動	減免区分「7」

※団体の名称ではなく、団体の種別や活動内容により区分します。